

虐待防止のための指針

1. 基本指針

株式会社ノーウェアが運営する、障害児通所支援事業では、障がい者虐待防止法及び児童虐待防止の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護・虐待の防止の目的のため、利用者に対する虐待の禁止・虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内の虐待を防止するための、職員への研修を実施します。

2. 虐待防止委員会の設置

利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることをないよう、「虐待防止・身体拘束等適正化検討委員会」(以下「委員会」という。)組成します。

3. 委員会員の選出

委員は以下のとおりとする。

- ・ 委員長は、虐待防止責任者とする。
- ・ 虐待防止責任者は、各事業所の施設管理者とする。
- ・ その他の委員は、保育士・児童指導員・指導員とします。
- ・ 委員に、必要ある場合に第三者委員を加えることができる。

4. 委員会の実施

委員会が必要に応じて虐待防止責任者及び担当者が招集します。

身体拘束等適正化検討委員会や取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。法人内別事業所と連携して虐待防止委員会を開催する場合があります。

虐待防止委員会の議題は、虐待防止責任者及び担当者が定めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。

- ・ 虐待防止のための指針及びマニュアルの整備に関すること
- ・ 虐待防止のための職員研修
- ・ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・ 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止

策に関すること

- 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行う。

5. 委員会の責務

委員会は虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。また、委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報しなければならない。

6. 職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止に徹底します。研修内容は以下のとおりとする。

- 虐待防止法の基本的考え方の理解
- 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- 早期発見・事実確認と報告等の手順
- 発生した場合の改善策

実施は、年1回以上行います。また、新規採用者には必ず虐待の防止のための研修を実施します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者を記録し、保存します。

7. 虐待報告の受付

児童等からの虐待報告を随時受け付ける。すべての職員が虐待報告を受け付けることができる。虐待の報告を受けたときは、直ちに「虐待通報の受付、経過記録書」を作成し、虐待防止対応責任者に報告する。

受付担当者は、児童等のプライバシー保護については、十分配慮する。

8. 虐待への対応

虐待の報告を受けたとき、虐待防止対応責任者は虐待を受けた児童の安全確保を最優先に行う。

虐待防止対応責任者は、直ちに障がい者虐待防止センターに虐待の通報を行う。

虐待の報告を受けたのち、委員会を開催し、虐待の内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。

職員が虐待を行った場合、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じる。

9. 改善に向けた措置

委員会において、虐待の再発防止策を検討する。必要に応じて、児童等とも協議の場を設ける。

虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、虐待を受けた児童、家族に説明・謝罪をし、信頼回復に努める。

10. 記録

虐待防止対応責任者は、虐待報告受付から、解決・改善までの経過と結果について記録し、全委員に周知する。

虐待報告受付から経過記録書については、5年間保管する。

11. 閲覧に関する指針

虐待防止のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるようにホームページに公表する。

附則

この指針は令和7年4月1日より施行する。